

令和4年分 税の申告（事前予約制）

所得税、市・県民税申告期間 **2月8日** ㊗～**3月15日** ㊗

◆期間 会場ごとの地区割りはありませんので、都合の良い日を「事前予約」してください。

会場	期間（㊗ ㊗ ㊗ は除く）	休日相談日
働く女性の家	2月 8日㊗～2月19日㊗	2月19日㊗
千代田庁舎	2月20日㊗～3月 1日㊗	2月26日㊗
あじさい館	3月 2日㊗～3月15日㊗	3月12日㊗

◆時間 15分単位での案内です。当日の進捗状況により、案内が前後する場合があります。

午前の部	① 8:45	② 9:00	③ 9:15	④ 9:30	⑤ 9:45	⑥ 10:00
	⑦ 10:15	⑧ 10:30	⑨ 10:45	⑩ 11:00	⑪ 11:15	⑫ 11:30
	⑬ 11:45	—	—	—	—	—
午後の部	⑭ 13:00	⑮ 13:15	⑯ 13:30	⑰ 13:45	⑱ 14:00	⑲ 14:15
	⑳ 14:30	㉑ 14:45	㉒ 15:00	㉓ 15:15	㉔ 15:30	㉕ 15:45
	㉖ 16:00	㉗ 16:15	—	—	—	—

事前予約制に伴う注意点

市では、令和5年1月1日現在、市内に住民登録がある方を対象に申告相談を「事前予約制」で行います。感染防止対策として、申告会場の混雑緩和・待ち時間の短縮を行うため、ご理解とご協力をお願いします。

●予約のない方が当日来場された場合、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。

●円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

事前予約の方法＜1月23日㊗午前8時30分受付開始＞

①インターネット予約

URL または二次元コードから予約システムにアクセスし、予約してください。
<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/k-tax/>



②電話予約

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
①かすみがうら市役所に電話する（㊗ ㊗ ㊗ 除く）
②内線 1150～1152 を指定して予約する
電話予約は繋がりにくいことが予想されますので、インターネット予約をご活用ください。

【予約する際の注意点】

同一世帯の方が同時刻に申告相談をすることはできませんので、時間を前後させるなど、必ず時刻を変えて予約してください。

※予約例（上記時間表を参照）

夫の予約を⑭ 13:00、妻の予約も⑭ 13:00とした場合は申告受付はできません。続けて申告を行いたい場合は、夫の予約を⑭ 13:00、妻の予約を⑮ 13:15 としてください。

インターネット予約システム



◆新型コロナウイルス感染防止にご協力ください

マスク着用・アルコール消毒・換気

マスクを着用し、会場の出入口に設置されたアルコール消毒液での手指消毒をお願いします。会場ではこまめな換気を実施しますので、暖かい服装でご来場ください。

検温の実施

入場の際に検温を実施します。37.5度以上の熱がある場合は、申告相談をお断りさせていただきます。また、咳や発熱、倦怠感など、体調不良の方は入場をお控えください。

混雑緩和

待合室の混雑緩和のため、できる限り少人数で、予約時間の10分前を目安にお越しください。

市役所では対応できない申告

- ◆次に記載のある申告相談などは、市の相談窓口では対応できませんので、土浦税務署会場でご相談ください。
- ・青色申告

・過年度分の確定申告

・消費税、贈与税、相続税の申告

・譲渡所得（株や不動産などを売買した所得）の確定申告

・先物取引などの確定申告

・住宅関連特別控除（特定増改築など）

・雑損控除（災害や盗難による損失など）

・配当所得のうち、特定口座年間取引報告書を必要とする申告

・外国税額控除の適用を受ける申告

・変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告

・外国人の方などの高度な判断を要する確定申告など
- ※対応できない申告の一覧は、[令和4年分税の申告](#)ホームページをご覧ください。

土浦税務署確定申告会場のご案内

土浦税務署確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。

◆申告会場 **※昨年と会場が異なります**

対象者	申告会場	期間（国・回・※は除く）	休日相談日
還付申告の方	土浦税務署（土浦市城北町 4-15）	2月15日 まで	
すべての方	延増第一ビル（土浦市真鍋 1-11-12）	2月16日 ～3月15日 日	2月19日 日、26日 日

※贈与税については、2月1日 日から申告相談を受け付けます。
※2月16日 日から3月15日 日までは、土浦税務署での申告相談を行いません。

- ◆時間 午前9時～午後4時
- スマホをお持ちの方は、会場において基本的にスマホを利用して申告書の作成をお願いします。

●入場の際に検温・手指消毒を実施します。咳や発熱などの症状のある方は入場をお控えください。

●確定申告会場に来場する際は、マスクを着用し、少人数でお越しください。

●混雑状況により、午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

令和4年分確定申告から適用される主な税制改正

◆住宅ローン控除の改正 令和4年以降に入居する場合、控除率が1%から0.7%へ変更されました。

種類	住宅の環境性能など	借入限度額		控除期間
		令和 4・5 年入居	令和 6・7 年入居	
新築住宅 買取再販住宅	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円	13 年間
	ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円	
	上記以外（一般住宅）	3,000 万円	2,000 万円※	
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅・ZEH 水準省エネ住宅・ 省エネ基準適合住宅	3,000 万円		10 年間
	上記以外（一般住宅）	2,000 万円		

※令和5年12月31日以前に建築確認を受けるか、令和6年6月30日までに建築されたものに限りです。

申告が不要な方

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した方

・収入が1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市に提出される方

・収入が公的年金などのみで、受給額合計が400万円以下の方
- ※公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の場合には、住民税の申告が必要です。

※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金を受給している場合、この制度は適用されません。

申告が必要な方

- ◆個人事業主など

・営業や農業、その他事業を営む方
※農業所得は、自作、代作、出荷の有無に関わらず、耕作したものが対象となります。

・不動産、利子、配当、雑、一時所得、原稿料、講演料などの収入がある方
- ◆給与所得者

・給与以外に、農業や不動産などの収入がある方

・勤務先から市に「給与支払報告書」を提出しない方

・令和4年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方

・2カ所以上から給与の支払いを受けている方

・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ◆収入がない方、非課税所得のみの受給者

・遺族年金、遺族恩給、障害者年金、失業保険は非課税所得です。
※税法上どなたの扶養にもなっていない場合、申告をしないと保険税などの軽減措置を受けることができませんので、ご注意ください。
- ◆医療費や扶養などの控除を追加する方

・インフルエンザ予防接種などの「疾病の予防のための費用」は、医療費控除の対象となりません。

・人間ドックや健康診断の費用、自己判断で受けたPCR検査費用も原則対象となりません。
- ◆公的年金などの受給者

・公的年金以外に、農業や不動産などの収入がある方

・受給合計額が400万円を超える方

	対象者	必要書類の例
収入の分かる証明	給与所得者 公的年金所得者	源泉徴収票（原本）、事業主の支払証明書など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けはできません。
	営業所得者 農業所得者 不動産所得者など	収支内訳書（必ず記入して持参してください） ※収支内訳書の用紙は、千代田庁舎税務課、霞ヶ浦庁舎窓口センター、中央出張所、農業協同組合、漁業協同組合の窓口に設置してあります。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
控除額の分かる証明	医療費控除を受ける方	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付（令和4年1月1日～12月31日）を確認し、受診者や病院ごとに集計してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは、原本を持参してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収証、納付済額証明書
	生命保険料控除 または 地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料、介護医療保険料控除証明書、地震保険料、長期損害保険料控除証明書（平成18年末までに契約締結されたもの）
	住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住宅取得資金に係る収入金の年末調整残高証明書、家屋（土地も含む）の登記簿謄本 写し：請負（売買）契約書、その他（認定通知書など）
	市外在住者を扶養親族とする方	扶養親族の住所、氏名、生年月日および個人番号が分かるもの

申告に必要なもの

- マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載された住民票など、個人番号が確認できる書類
- 本人名義の預金通帳など
- 収入が分かる証明
- 控除額が分かる証明
- 昨年度、確定申告をされた方は、税務署から届く「確定申告のお知らせ」のはがきを持参してください。

マイナンバーの記入が義務付けられています

「①申告者と市外在住の扶養親族の個人番号確認」と「②申告書を提出する方の本人確認」を実施しますので、次の書類を持参してください。

①申告者と市外在住の扶養親族の個人番号確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できるもの

※市外在住の扶養親族の番号は、メモやコピーでも対応できます。

②申告書を提出する方の本人確認

- ◎1点で本人確認ができる書類（顔写真あり）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ◎2点で本人確認ができる書類（顔写真なし）
各種保険証、住民基本台帳カード（有効期限内に限る）、年金手帳など

e-Tax を利用して自宅から確定申告を行ってみませんか

確定申告には、自宅からスマホ・パソコンでできる「e-tax・スマホ申告」が便利です。多くの方が来場される確定申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、24時間いつでも申告書を作成し提出することができます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、ぜひ自宅から e-tax・スマホ申告をご利用ください。

所得税の
確定申告



確定申告書等
作成コーナー



▶必要なもの

- ①インターネット接続のスマホまたはパソコン
- ②マイナンバーカード
- ③②を読み取るICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取りに対応したスマホ

▶添付書類の提出省略

生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略できます。
※マイナンバーに関する本人確認書類も、e-Tax 送信で、提示または写しの提出が不要です。

▶還付がスピーディー

自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は、3週間程度で処理しています。
※書類不備や別送書類の提出が遅れた場合には、上記期間内に還付できないことがあります。

◆ますます便利に「スマホ納税」

国税をスマホアプリで納付できるようになりました。事前手続き不要で、いつでもどこでも利用できます。

※詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。



スマホアプリ納付

検索



▶対象アプリ

- PayPay
- au PAY
- メルペイ
- d 払い
- LINE Pay
- Amazon Pay



申告に関するお問い合わせ先

●所得税や消費税などの国税に関する問い合わせ

問 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

●市税などの地方税に関する問い合わせ

問 税務課（千代田庁舎）☎ 0299-59-2111